

新型
コロナ
支援

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

関こども家庭相談課 ☎(582)1159 ㊟(582)1138

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、負担が大きくなっているひとり親世帯の人に対し、臨時特別給付金を支給します。支給要件や必要書類など詳しくは、上記へお問い合わせください。

基本給付 18歳までの子または20歳未満で中度以上の障害がある子を監護している人で、下記のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止となっている人(平成30年中所得が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

追加給付 基本給付の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

支給金額 基本給付…1世帯あたり5万円
(第2子以降ひとりにつき3万円追加)
追加給付…1世帯あたり5万円



申請方法および支給日

基本給付①…申請不要(8月4日(火)に児童扶養手当振込口座に支給)
基本給付②・③、追加給付…8月3日(月)～令和3年2月26日(金)にこども家庭相談課へ申請
(9月下旬より順次支給予定)

新型
コロナ
支援

令和3年度の固定資産税・都市計画税を軽減します

関税務課 ☎・㊟(582)1115 ㊟(583)9738

○新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者に対する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税を令和3年度に限り軽減します

㊟令和2年2月～10月の任意の連続した3ヵ月間の事業収入の減少割合が、前年の同じ期間と比べて

- ・30%以上50%未満の場合、2分の1を軽減
- ・50%以上の場合、全額を軽減

㊟認定経営革新等支援機関(中小企業庁や金融庁から認定を受けた税理士や金融機関など)から事業収入の減少認定を受けた、下記のいずれかに該当する中小事業者(大企業の子会社などは除く)

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人の場合、従業員1,000人以下の法人
- ・従業員1,000人以下の個人

㊟令和3年1月4日(月)～2月1日(月)(予定)に税務課へ申請

認定経営革新等支援機関一覧



金融機関以外



金融機関

○生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を拡充・延長します

「先端設備等導入計画」の対象設備に事業用家屋、構築物を追加し、生産性向上特別措置法の改正を前提に、取得期限を令和5年3月31日まで延長します。また、当該設備に固定資産税が新たに課税される年度から3年間、税額を0円とします。

詳しくは、税制については税務課へ、「先端設備等導入計画」の認定申請などについては商工観光課(☎・㊟(582)1131 ㊟(582)1166)へお問い合わせください。